

③ 施設の整備状況

ア 保存のための施設

福岡城跡、及び鴻臚館跡の文化財を保存するため、標識、説明板、境界標、囲さく、覆屋が整備されているものの、標識、説明版については、両国史跡指定地内外にわたって、系統立てたデザインがなされていないことから、今後の検討が必要な状況にある。

（図 2-24、表 2-9 参照）

イ 公開・活用のための施設

福岡城跡・鴻臚館跡の文化財を公開・活用するため、園路（展望台）、広場、解説板、案内板、休憩施設、便所、水飲み、緑陰、ガイダンス施設、復元展示施設が整備されている。

園路（展望台）については、展望利用機能を充足しているものの老朽化してきており、今後の更新にあたっては文化財の保護や景観調和の観点からも再検討が必要である。

また、特に広場（西側広場）については、史実に即した遺構表現と快適な広場空間利用との両立の観点から、解説板、案内板については系統立てたデザインの観点から、休憩施設、便所、水飲みについては、効果的な利用とユニバーサルデザインの観点から、それぞれ再検討が必要である。

さらに、緑陰については利用者に潤いと安らぎを、生物等には生息空間を、景観には彩をそれぞれ与えるものとして重要な資源になっているが、一部で文化財を侵食し、遮蔽している箇所も見受けられることから、これらについても再検討が必要である。（図 2-24、表 2-9 参照）

ウ 管理・運営のための施設

福岡城跡・鴻臚館跡の文化財を保存し、その公開・活用等の利用に対する管理・運営のため、防災設備、維持管理施設、水道設備、照明設備、電気施設、管理棟が整備されている。

照明設備は、夜間利用時の照度の確保や防犯対策のため利用動線上の必要箇所に設置されるとともに、城郭内文化財のライトアップ等演出のため、石垣や櫓、御門（跡）等要所に設置されている。（図 2-25 参照）

また、管理棟は仮設事務所や倉庫が設置されているが、上記諸施設と併せ、文化財資源や景観との調和の観点から今後とも検討が必要である。（図 2-24、表 2-9 参照）

エ その他の施設

福岡城跡・鴻臚館跡の公開・活用等の利用、また両国史跡指定範囲が立地する舞鶴公園の利用のための駐車場が整備されている。

駐車場は史跡・公園利用にとって今や欠かすことのできない施設となっているが、文化財保護と快適な利用の観点から、再検討が必要な施設である。（図 2-24、表 2-9 参照）

オ 各種公共施設等

福岡城跡・鴻臚館跡両国史跡指定範囲内には、道路（舞鶴公園線）、舞鶴公園の運動施設、教育施設（舞鶴中学校）、司法施設（福岡高等裁判所）、住宅施設（城内町住宅）が立地しており、史跡に関連のない施設等が立地している状況である。（図 2-24、表 2-9 参照）

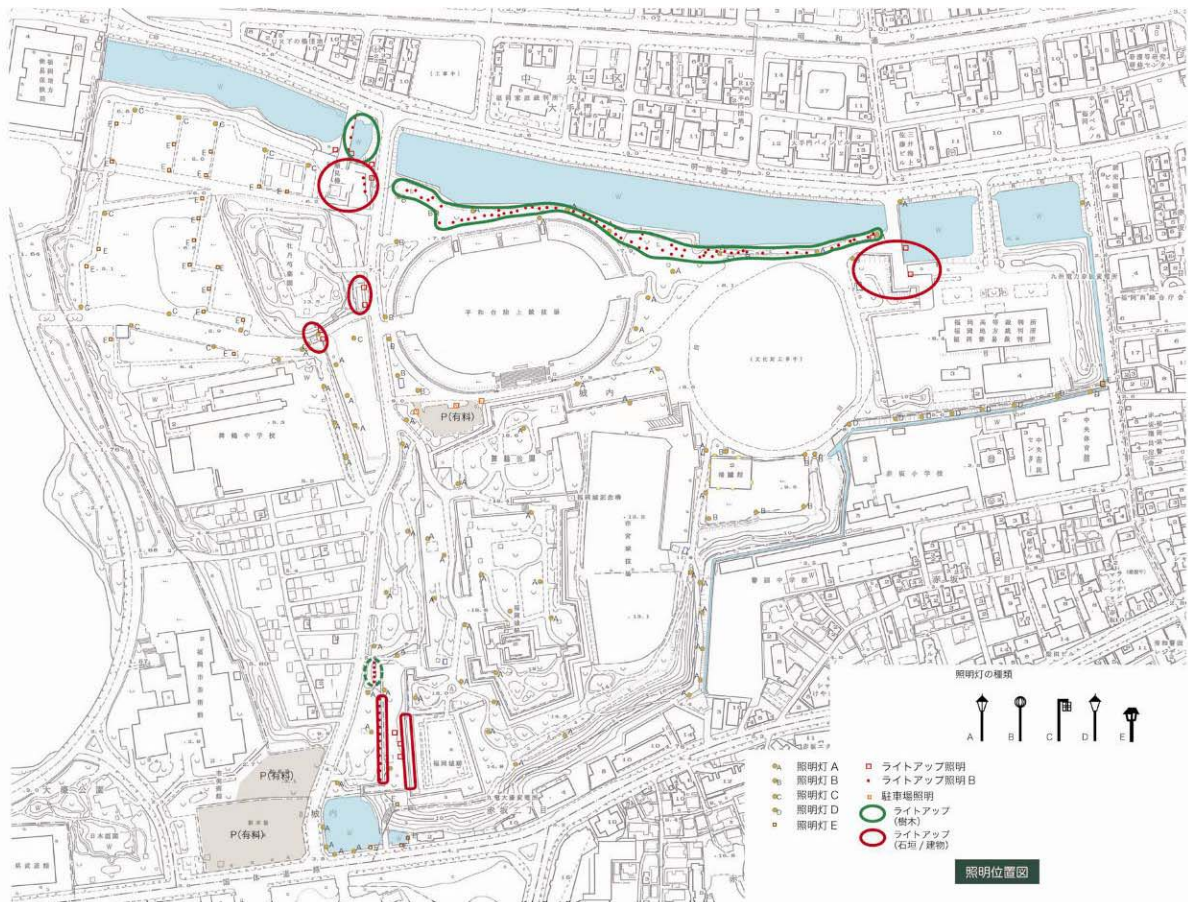
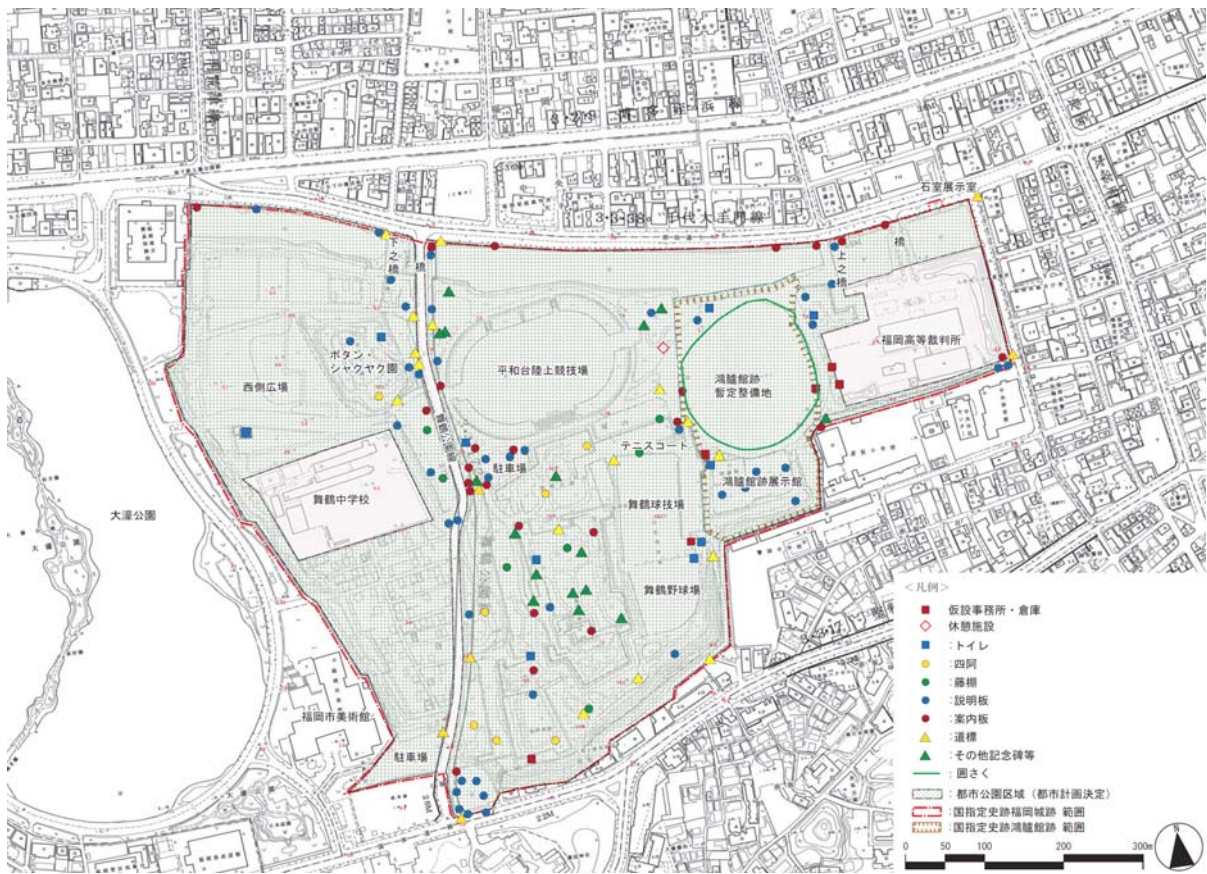


表2-9: 施設の状況

種別		施設			整備年 (移転年)	施設管理者(上段) 土地所有者(下段)	備考
		名称	内容等	規模等			
ア 保存のための施設							
保存施設	標識	標識	史跡等の存在を示し、毀損から守るための施設			福岡市 財務省	
	説明板	説明版	史跡等の名称と指定年月日を明記した施設			福岡市 財務省	
	境界標	境界標	指定地の境界を示す施設			福岡市 財務省	
	囲さく	鴻臚館跡暫定整備地囲さく…三ノ丸	鴻臚館跡の発掘調査箇所及び暫定整備地を保存するための柵(フェンス)			福岡市 財務省	
	覆屋	鴻臚館跡(「鴻臚館跡展示館」)…三ノ丸	鴻臚館南側遺構の保存のための覆屋及び、検出された遺構や出土した遺物の展示を兼ねた施設	約7,000㎡	平成7年	福岡市 財務省	復元展示施設を兼ねる
		福岡城跡堀石垣保存施設	内堀外壁の石垣の保存と展示を兼ねた施設		昭和57年	福岡市	復元展示施設を兼ねる
イ 公開・活用のための施設							
公開・活用施設	園路	天守台展望台…本丸	天守台の鑑賞及び周辺景観の眺望に資する鋼製デッキ		昭和40年代前半	福岡市 福岡県, 福岡市	
	広場	西側広場…三ノ丸	旧大身屋敷跡に整備された、催事開催等に利用可能な広場	2.09ha	昭和44年～, 平成14年	福岡市(600㎡) 財務省, 福岡市	
	解説板	解説板	史跡等の本質的価値を構成する要素に関わる情報を伝達する施設	46基		福岡市 財務省	
	案内板	案内板	見学者を史跡等の中を適切に誘導、または見学上の注意を促すための施設	案内板 15基, 名称板 35基, 誘導標識 30基		福岡市 財務省	
便益施設	休憩施設	四阿…本丸, 二ノ丸, 三ノ丸	利用者が利用中に休息をとるための四阿	9箇所			
		ベンチ等	利用者が利用中に休息をとるためのベンチ, 野外卓				
	便所	トイレ…本丸, 二ノ丸, 三ノ丸	利用者が快適に利用を行うための便所	10箇所			
	水飲み	水飲み	利用者が快適に利用を行うための水飲み				
	緑陰	樹林地…本丸, 二ノ丸, 三ノ丸	石垣及び土塁周辺の樹林(樹齢数百年を経ていると推定される大径木を含み、城跡内の中高木総本数約4,000本、樹種数106種で構成)	—	—	財務省	
		サクラ園等…本丸, 二ノ丸, 三ノ丸	本丸の桜園、明治通り沿い濠端、牡丹・芍薬園、西側広場を中心に、約1,000本、18品種のサクラを植栽		—	福岡市 福岡県, 福岡市	

種別		施設			整備年 (移転年)	施設管理者(上段) 土地所有者(下段)	備考
		名称	内容等	規模等			
便益施設	緑陰	フジ棚…三ノ丸他	三ノ丸御下屋敷跡 付近に設置された ものを筆頭に、本 丸、二ノ丸等合計 8箇所において整 備	約5,000㎡ 他7箇所	昭和55年 他	福岡市 財務省	
		ボタン・シャクヤク園 …三ノ丸	三ノ丸御鷹屋敷跡 に設置	約17,000 ㎡	昭和55年	福岡市 財務省	
		ショウブ園…三ノ丸	追廻御門跡付近に 整備		昭和56年	福岡市 財務省	
		ツツジ園…三ノ丸	三ノ丸松木坂～桐 木坂の斜面に整備		昭和53年	福岡市 財務省	
「ガイド ンス施 設」・体験 学習施設	「ガイド ダンス施設」	福岡城むかし探訪 館	福岡城・鴻臚館に 関する情報をパネ ル、古地図、復元 模型、バーチャル ムービー等を用い て展示・紹介し、 常駐スタッフによ る解説・案内を行 う施設。休憩室(茶 房)を併設	約120㎡ (建築面 積)	平成24年	福岡市 財務省	
展示施設	復元展示 施設	鴻臚館跡(発掘中)・ 鴻臚館跡暫定整備 地…三ノ丸	調査が終了した野 球場跡南半部分に ついて、芝張りや 「遺構表示」等の 暫定的な整備を行 い公開	約25,000 ㎡	平成22年	福岡市 財務省	
		鴻臚館跡(「鴻臚館跡 展示館」)…三ノ丸	鴻臚館より検出さ れた遺構や出土し た遺物の展示、及 び南側遺構の保存 のための覆屋を兼 ねた施設	約7,000㎡	平成7年	福岡市 財務省	保存施設／ 覆屋を兼ね る
		福岡城跡堀石垣保 存施設	内堀外壁の石垣の 展示と保存を兼ね た施設	約81㎡	昭和57年	福岡市 福岡市	保存施設／ 覆屋を兼ね る
		鴻臚館跡調査事務 所小展示室…三ノ丸	鴻臚館より出土し た遺物の展示の 他、発掘調査成果 や事務所業務内容 を紹介する施設		平成23年	福岡市 財務省	鴻臚館跡調 査事務所内 の施設
ウ 管理・運営のための施設							
維持管理 施設	防災設備	防災設備	火災、水害、盗難 等による被害を未 然に防止し、保全 を期すための設備	—		福岡市	
	水道設備	水道設備	史跡指定地内の各 種施設の維持管理 に必要な水を供給 するための設備	—		福岡市	
	照明設備	照明灯	夜間の防犯対策、 公開時の照度の確 保、演出(ライトア ップ)を行うため、 合計8種類・221 基の照明の設備を 設置	—		福岡市	
	電気施設	電気施設	史跡指定地内の各 種施設の維持管理 に必要な電力を供 給するための設備	—		福岡市	
管理運営 のための 建物	管理棟	鴻臚館跡調査事務 所(小展示室含む)… 三ノ丸	鴻臚館調査の業務 拠点、及び出土し た遺物の展示調査 成果、事務所業務 内容を紹介する施 設			福岡市 財務省	

種別		施設			整備年 (移転年)	施設管理者(上段) 土地所有者(下段)	備考
		名称	内容等	規模等			
管理運営 のための 建物	管理棟	仮設事務所…二ノ丸 (舞鶴球技場横)				-----	
		仮設事務所…三ノ丸 (鴻臚館跡暫定整備 地横)				-----	
	用具等の 倉庫	倉庫…南丸	管理のために必要 な用具等を収納す るための施設			-----	
		倉庫…三ノ丸	管理のために必要 な用具等を収納す るための施設			-----	
		倉庫…三ノ丸	管理のために必要 な用具等を収納す るための施設			-----	
エ その他の施設							
駐車場		第1駐車場…三ノ丸 (陸上競技場南側)	舞鶴公園利用者の ための有料駐車場	67 台収容		-----	
		第2駐車場…三ノ丸 (福岡市美術館東 側)	舞鶴公園利用者の ための有料駐車場	72 台収容		-----	
オ 各種公共施設等							
交通施設	道路	舞鶴公園線…三ノ丸	大手門～護国神社 前間片側1車線車 道	計画幅員 21m (概成幅員 15m) 延長 750m	昭和 24 年 計画決定、 概成済	福岡市 福岡市	
運動施設	舞鶴球技場…二ノ丸	市民向け球技場 (サッカー、ラグビー 等)	1.49ha	昭和 23 年	福岡市 財務省	-----	
	舞鶴野球場…二ノ丸	市民向け野球場 (軟式野球、ソフト ボール等)	0.67ha(中 堅 87m, 両 翼 82m)	昭和 25 年	福岡市 財務省	-----	
	平和台陸上競技場 …三ノ丸	陸上競技スタジア ム(日本陸上競技 連盟第1種公認競 技場スタンド)	約 21,200 ㎡ (25,000 人収容)	昭和 23 年	福岡市 財務省	-----	
	テニスコート…二ノ 丸	市民向けテニスコ ート	2 面	平成 5 年	福岡市 財務省	-----	
	テニスコート…三ノ 丸	市民向けテニスコ ート	1 面	平成 5 年	福岡市 財務省	-----	
教育施設	舞鶴中学校…三ノ丸	中学校校舎・校庭	2.14ha	(昭和 35 年 移転)	福岡市 財務省	-----	小中連携校 への移転に より、平成 24 年度末ま で利用終了。
司法施設	福岡高等裁判所… 三ノ丸	裁判所施設	3.09ha	昭和 43 年	福岡高等裁判所 最高裁判所	-----	
住宅施設	城内町住宅…三ノ丸	引揚者・戦災被災 者の救済を目的と して整備された住 宅地。現在、史跡 整備のため移転が 図られている	2.64ha(196 戸)	昭和 21 年	個人 財務省、福岡市	-----	市所有 137 戸(未取得 59 戸)平成 23 年 12 月 現在

④ 施設の利用状況

現在の福岡城跡には、都市公園として様々な施設が利用されている。整備計画においては、これらの利用状況を踏まえつつ、史跡の保存・活用の面から諸施設の配置の見直しや継続利用の可否、更新の必要性等を検討する必要がある。

ア エントランス・動線

現在、舞鶴公園での利用実態については、平成 2 年に実施された利用者行動調査後、諸施設の移転等、城内の土地利用に変化はあったものの、平成 25 年に実施された歩行者類交通量調査結果をみても、動線は変わっておらず平成 2 年の調査結果とほぼ同様の傾向が見られる。

その結果によると、公園への主な入口や人の流れは、右図の通りであり、福岡城本来の入口や動線利用とは、異なる傾向にある。

イ 広場

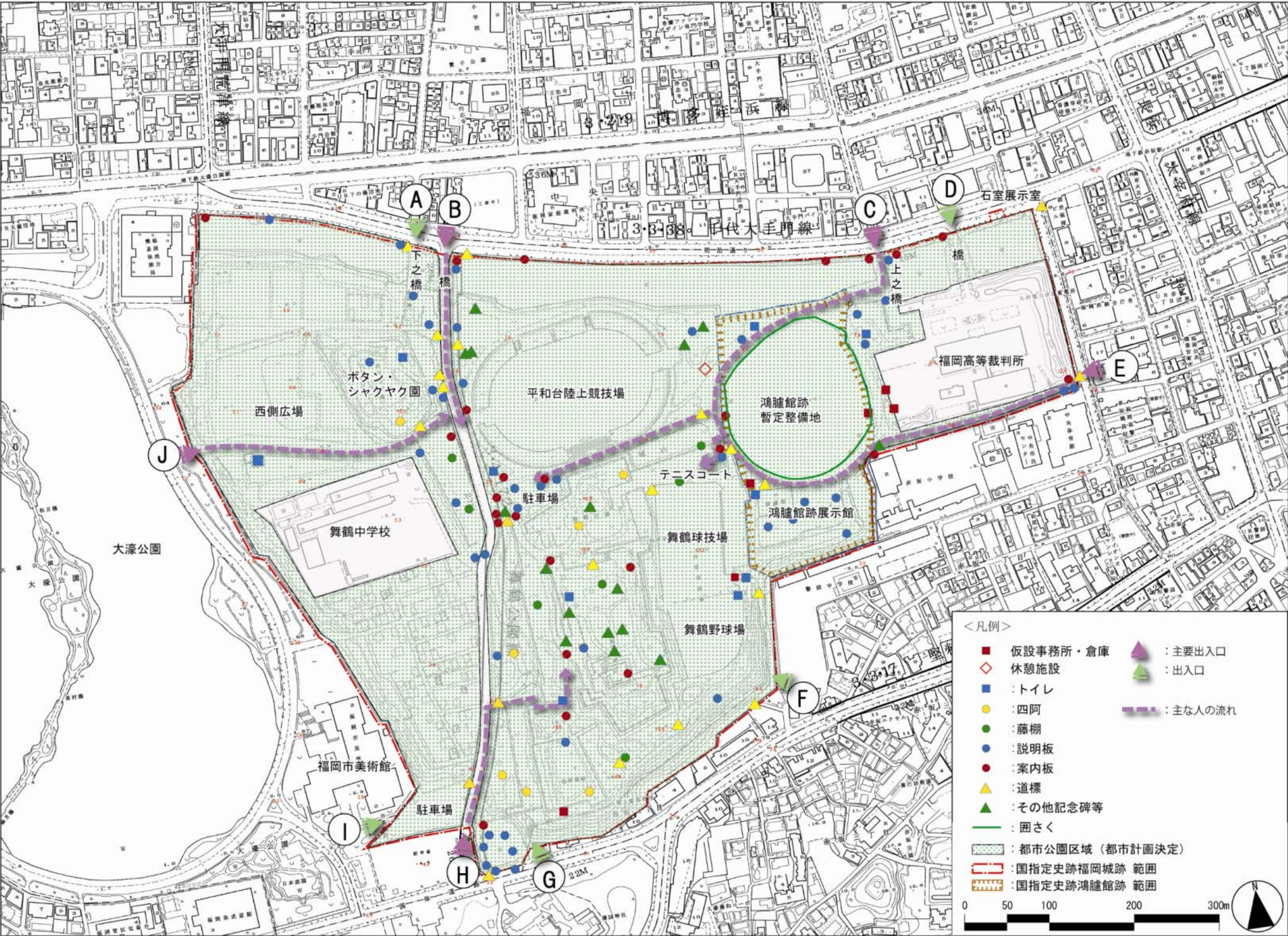
現在、舞鶴公園内で広場利用がなされているのは、三ノ丸西側にあたる、西側広場である。広大な平坦地は市内でも貴重な広場であり、イベント等にも利用されている。その他、二ノ丸の梅園や本丸の本丸御殿跡の小広場で休憩利用が見られる。

ウ 便益施設

現在、駐車場については、陸上競技場南側と福岡市美術館側の 2 箇所が整備されているが、土日、祝日は直ぐに満車状態になる等、収容能力に課題がある。また、陸上競技場南側の駐車場は、松木坂御門跡や二ノ丸石垣に隣接しており、歴史的景観復元の面から配置上の課題もある。

便所については、運動施設付近に設置、利用されているものも多く、施設移転に伴う配置の見直しが必要である。

休憩施設は、四阿、ベンチ共に老朽化した施設が多くみられ、更新が必要である。



(4) 景観

① 景観を構成する要素

史跡福岡城跡の景観は、地上に露出し視覚的に捉えることができる様々な要素の複雑な組み合わせによって形づくられ、それらの要素は、性質、つくられた時代等を踏まえると、大きく以下の3つに分類することができる。

○近世城郭を構成する要素：主として近世の福岡城の時代を起源とする要素。多聞櫓等の建造物、石垣、土塁、堀等。（復元展示建造物も含む）

○水と緑等の自然的要素：樹木（高木～低木）、水辺等。

○現代の建造物等：主として現代につくられた建造物等。

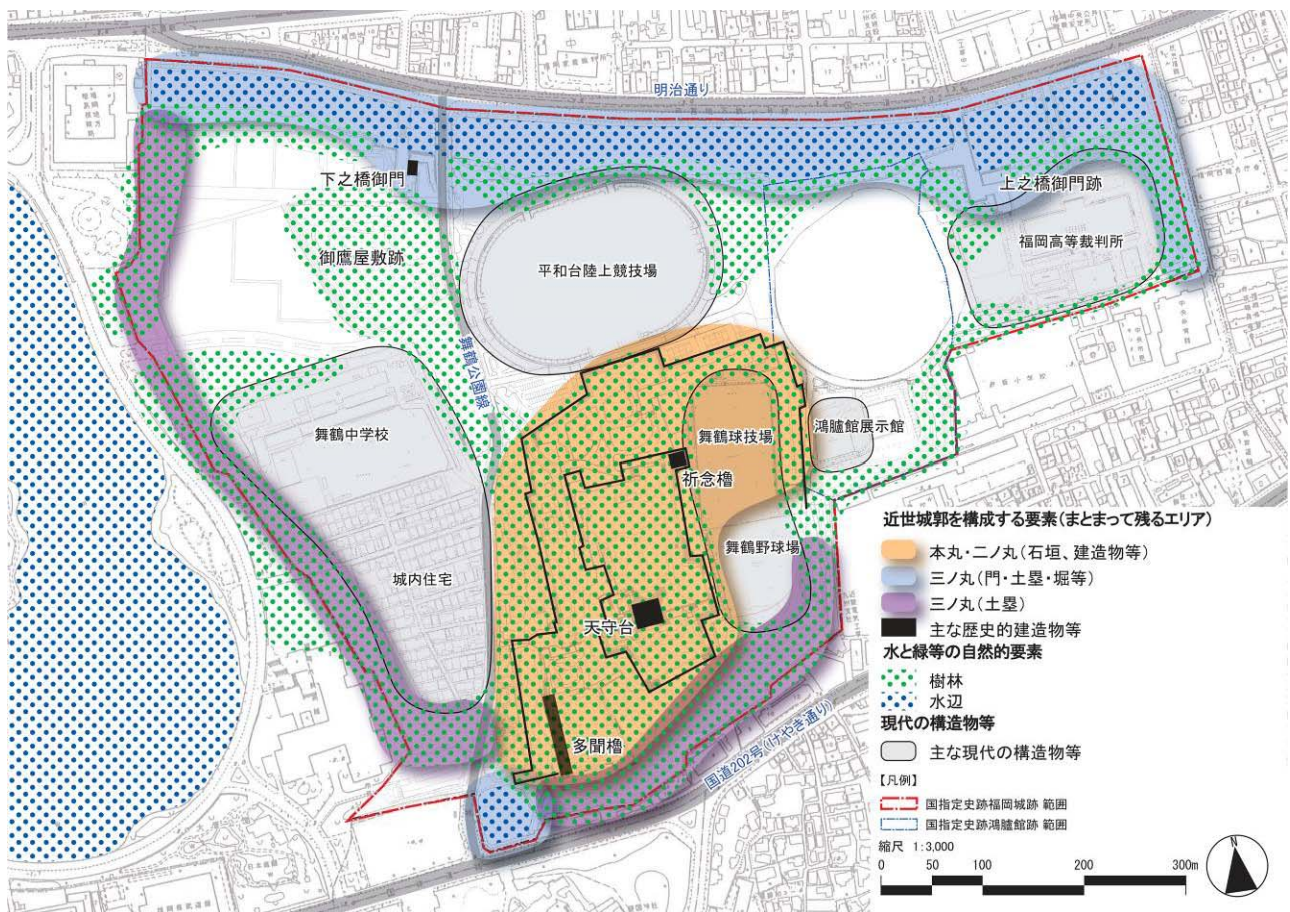


図 2-26：景観を構成する主要要素の分布

② 特性

1) 周辺地域から城郭への眺望

計画地北側の明治通りからは、道路沿いに東西に延びる城郭の堀と石垣を望むことができる。しかし、土塁上の樹木が土塁に覆いかぶさるように生育し、土塁そのものへの視認性は低い。

計画地西縁には近世城郭の土塁が存在するものの、現在は樹林地となっているため、土塁の様相を視覚的に捉えることは困難である。また、その樹林により、大濠公園側から計画地への視線は遮断されている。

图 2-27: 写真位置图

〔周辺地域から城郭への眺望〕⇒



写真 2-49: ①明治通りより潮見櫓跡を見る
大濠公園駅からアクセスした場合の起点になる場所。樹木が覆いかぶさり、土塁は見えづらい。



写真 2-50: ②明治通りより濠及び土塁を見る
腰巻石垣の状況がうかがい知れるが、樹木が覆いかぶさり、土塁は見えづらい。



写真 2-51: ③明治通りより下之橋御門・(伝)潮見櫓を見る
堀+櫓+城門+石垣が一体となった城郭らしい景観を見ることができる。



写真 2-52: ④明治通りより上之橋を見る
③と同様に堀+石垣が一体となった城郭らしい景観を見ることができる。



写真 2-53: ⑤明治通りより三ノ丸北東端櫓跡を見る
赤坂駅方面からアクセスした場合の起点になる場所。樹木が覆いかぶさり、土塁は見えづらい。



写真 2-54: ⑥三ノ丸南東端櫓跡を見る
史跡隣接地の歩道から、間近に土塁を見ることができる。



写真 2-55: ⑦6号濠より鉄物櫓跡を見る
城郭南端の場所。樹木が繁茂し、石垣や土塁等の城郭を表す要素は見えない。



写真 2-56: ⑧市立美術館より花見櫓跡を見る
市立美術館裏に位置し、土塁の形状をうかがうことができる。

[城郭内部から城郭内部への眺望]⇒



写真 2-57: [9] 追廻御門跡より二ノ丸～本丸石垣を見る 重層的な石垣をうかがうことができる。樹木の隙間からわずかに多聞櫓を見ることができる。



写真 2-59: [11] 下之橋御門を見る 石垣とともに往時の城郭の出入口である門を唯一見ることができる。



写真 2-61: [13] 上之橋御門跡を見る 城郭特有の鍵型の道を見ることができるが、同時に柵や背後の建物等、現代の構造物も見える。



写真 2-63: [15] 東御門跡を見る 石垣及び城郭特有の鍵型の道を見ることができる。



写真 2-58: [10] 下之橋より東方向を見る 橋から堀の水辺を見ることができるが、舞鶴公園線により堀は分断されている。



写真 2-60: [12] 上之橋より西方向を見る 東西に延びる堀のほぼ全容を見ることができる。土塁は樹木が覆いかぶさり見えづらい。



写真 2-62: [14] 鴻臚館跡発掘調査箇所より本丸方向を見る 本丸・二ノ丸の全容を一望することが可能だが、手前にある柵が視界に入る。



写真 2-64: [16] 鴻臚館跡発掘調査箇所より革櫓跡石垣を見る 石垣を見ることができるが、手前にあるテニスコート等の現代の構造物が視界に入る。



写真 2-65: [17] 舞鶴公園線より松木坂を見る
二ノ丸へ至る主要な道だが、周囲の樹木により石垣等が遮蔽され見えづらい。



写真 2-66: [18] 舞鶴公園線よりツツジ園方向
横方向に連続する石垣が、繁茂する樹林に遮蔽され、部分的にしか見ることができない。



写真 2-67: [19] 桐木坂を見る
石垣と鍵型の出入口で構成される景観を見ることができる。



写真 2-68: [20] 多聞櫓を見る
福岡城跡で唯一の重要文化財である多聞櫓と石垣を間近で見上げることができる。



写真 2-69: [21] 多聞櫓(西角櫓)を見る
重要文化財の多聞櫓の西角櫓を間近で見上げることができる。



写真 2-70: [22] 西三階櫓跡・生捕櫓跡方向を見る
繁茂する樹林が、複雑に入り組み石垣を遮蔽し見えづらい。



写真 2-71: [23] 東三階櫓跡・天目櫓跡方向を見る
重厚な石垣を間近に見ることができる。



写真 2-72: [24] 舞鶴野球場より本丸石垣を見る
横に連続する長大な石垣を見ることができるが、野球場や手前の柵、所々に生育する樹木が遮蔽している。



写真 2-73: **[25]** 関所櫓跡方向を見る
繁茂する樹林が石垣への視線を遮蔽し見えづらい。



写真 2-74: **[26]** 本丸裏御門より武具櫓御門方向を見る
本丸へと繋がる道と道沿いの石垣を一体的に見ることができる。



写真 2-75: **[27]** 多聞櫓を見る
多聞櫓を間近に見ることができるが、手前の低木や樹木により一部視線が遮蔽されていた。



写真 2-76: **[28]** 時櫓跡石垣を見る
特徴的な石垣の景を間近で見ることができるが、手前に生育する樹木が視線を遮蔽する。



写真 2-77: **[29]** 本丸表御門跡を見る
石垣に囲まれた、本丸への出入口となる景観を見ることができる。



写真 2-78: **[30]** 祈念櫓を見る
祈念櫓を間近に見ることができるが、周囲は樹木に囲まれている。



写真 2-79: **[31]** 本丸御殿跡を見る
低い枝張りのサクラ等が生育しており、奥への見通しが利かない。



写真 2-80: **[32]** 鉄御門跡を見る
石垣と石垣に挟まれた天守台へと繋がる往時の道を見ることができる。



写真 2-81: [33] 小天守台石垣を見る
石垣と小天守台へ繋がる階段を間近に見ることができる。



写真 2-82: [34] 武具櫓御門跡を見る
石垣を間近に見ることができる。



写真 2-83: [35] 武具櫓跡より天守台跡石垣を見る
本丸の石垣が間近に見えるが、既存の園路から見ると樹木が視線を遮蔽する。



写真 2-84: [36] 萬櫓跡より東方向を見る
渋紙櫓跡～革櫓跡に続く石垣を見ることができるが、足元にテニスコートが視界に入る。

[城郭内部から周辺地域への眺望]⇒



写真 2-85: [37] 小天守台を見る
小天守台～天守台への形状を間近に見ることができるが樹木が視線を遮蔽する。



写真 2-86: [38] 天守台より西方向を見る
周辺地域への 360° のパノラマ眺望が得られる。

(5) 福岡城跡の価値の整理

「管理計画」で整理されている福岡城跡を構成する要素は下記のとおりである。

この内、1) 城郭としての本質的価値を構成する要素とは、城郭関連遺構を指し、2) 歴史的重層性を構成する要素とは、これまでの城跡内の発掘調査等で確認された縄文時代の遺物、古墳時代中期から後期と思われる古墳および遺物、鴻臚館跡に関連する古代の遺構と遺物、また中世後期から明治期～昭和前期におよぶ各時代の遺構と遺物を指している。また、3) 現代的な利用に関する要素とは、都心部の貴重な大規模公園としての公園的な要素に加え、歴史と緑の相乗効果による観光資源となりうる要素を指している。

これら1) 2) 3) の要素が古代～近世、近代、現代に至る過程で醸成されてきた福岡城跡の価値であると考えられる。

福岡城跡の価値	福岡城跡を構成する諸要素
	1) 城郭としての本質的価値を構成する要素 城郭構成 ・天守台を含む本丸、二ノ丸、三ノ丸の3層構造をなす。 ・二ノ丸以上に巡らされた高石垣、三ノ丸の土塁と腰巻石垣、堀、及び建造物の礎石など地上・地下の遺構が良好に残る。 ・三ノ丸までが城郭として全て保存されており、城郭構成を現地で実見できる。 歴史的建造物 ・国指定重要文化財(建造物)多聞櫓、福岡県指定文化財の祈念櫓・(伝)潮見櫓・下之橋御門などが現存する。 ・潮見櫓・花見櫓の部材が現存し、本丸表御門が市内の寺院に残る。
	2) 歴史的重層性を構成する要素 近世城郭の要素には含まれないが、立地的な好条件などを背景に、築城前の古代～中世、及び廃城後の近代に蓄積された要素。
	3) 現代的な利用に関する要素 都心部の大規模公園 ・広大な面積を有しており、防災公園としての側面のほか、都市景観形成に果たす役割も大きい。 ・都心部に少ない緑と憩いの拠点に位置づけられており、福岡市を代表する桜やウメが名所化している。 ・歴史や緑、憩いの空間などの相乗効果が生み出す集客拠点である。
	4) 史跡と調和しない、または関連性が低い要素 ・上記の1～3に該当しない要素で、史跡と無関係な施設、または公園利用者や管理上に支障のある施設や植生等。

出典：国史跡福岡城跡保存管理計画書より抜粋

4 福岡城跡の整備上の課題

福岡城跡の現状を踏まえ、その特性と課題を以下に整理する。

(1) 本丸・二ノ丸周辺

本丸・二ノ丸は、筑前国の藩政の中心を占めた福岡城の枢要部である。

本エリアには、現存建造物として、国指定重要文化財の多聞櫓や県指定有形文化財の祈念櫓があり、城郭構成の主要素となる石垣も良好に遺存している。また、天守台から望む 360 度のパノラマ景観により、城下との関係性を理解することが可能である。さらに、他のエリアに比べ、史跡に関連のない施設の移転の実現性も高いことから、「**福岡城時代の復元可能性が高いエリア**」であると考えられる。

一方、本エリアの活用を図る上での整備上の課題には、以下の事項があげられる。

【課題】

分類	整備上の課題及び留意点
歴史的環境	- 地下遺構の残存状況の把握。 - かつて九州を代表する城郭（47 以上の櫓、10 を越える門）であったことが、理解できる整備の実現。 - 石垣の傷みや不安定箇所、消失箇所の改善。 - 城絵図で描かれた階段（東御門内、扇坂御門内、松木坂御門内）や庭園等（水の手）の存在が理解できる整備の実現。
自然的環境	- 名所化した公園樹木（サクラ等）と歴史的景観復元に向けた整備との方向性の調整。 - 石垣内に自生した高木による遺構保存への影響回避。 - 多数植えられた外来種の適切な処置。
社会的環境	- 老朽化した展望台施設の更新。 - 史跡巡りに配慮した便益施設の効果的な配置やユニバーサルデザイン化への見直し。 - 史跡に関連のない施設等の移転の推進。
景観	樹木（高木～低木）の生育により遮蔽された建造物や石垣の顕在化。

(2) 三ノ丸周辺

三ノ丸は、福岡城跡の本丸・二ノ丸への導入部であり、鴻臚館跡との連結部でもある。

市内でも貴重となる広大な平坦地が確保できる本エリアは、北側、西側から、本丸、二ノ丸の城郭構成が壮観できる。また、市民の日常的な散策や通過利用の他、西広場を利用した大規模イベントなども開催されており、便益施設等も充実していることから、「**多様な利用への受容力が高いエリア**」であると考えられる。

一方、本エリアの活用を図る上での整備上の課題には、以下の事項があげられる。

【課題】

分類	整備上の課題及び留意点
歴史的環境	- 御鷹屋敷跡の屋敷構成や西広場の御下屋敷の遺構状況の把握。 - 名島門、旧母里太兵衛邸長屋門等、本来の場所ではない歴史的建造物への適切な措置。 - 石垣の傷みや不安定箇所、消失箇所の改善。
自然的環境	- 公園樹木や花園と歴史的景観復元に向けた整備との方向性の調整。 - 石垣内に自生した高木による遺構保存への影響回避。
社会的環境	- 史跡内に存在する駐車場への適切な措置と大型バス等観光への対応。 - 西広場は、遺構表現と快適な広場利用との調整。 - 史跡巡りに配慮した便益施設の効果的な配置やユニバーサルデザイン化への見直し。 - 飲食・物販機能の充足。 - 管理体制に合わせ、文化財保護や景観調和を考慮した管理事務所の配置。 - 史跡に関連のない施設等の移転の推進。
景観	史跡に関連のない施設により遮蔽された本丸・二ノ丸への見通しの確保や建造物や石垣の顕在化。

(3)門・堀・土塁周辺

門・堀・土塁周辺には、(伝)潮見櫓、下之橋御門等の復元建造物があり、縄張りの主要素となる外周の土塁や腰巻石垣の大半が遺存している。北側は明治通り、西側は大濠公園に面し、集客に向けたアピール性を有していることから、「**城郭景観の外部アピール力が高いエリア**」であると考えられる。

一方、本エリアの活用を図る上での整備上の課題には、以下の事項があげられる。

【課題】

分類	整備上の課題及び留意点
歴史的環境	- 城郭の一部(大堀)としての大濠公園との関係性の表出。 - 内堀の改変箇所の改善。道路や民地を含む南側、南西側は、長期的な視点での整備の実現。 - 下之橋御門西側の北側土塁、陸上競技場に隣接する北側部分、高等裁判所南側部分、舞鶴公園線沿の土塁の毀損箇所の改善。
自然的環境	- 北側、南西面の土塁上の大径木による遺構保存への影響回避。 - ツクシオオガヤツリ（福岡県指定天然記念物）の保全。
景観	- 計画地北側は、樹木により遮蔽された土塁そのものへの視認性の確保。 - 計画地西縁は、樹林地により視認困難な土塁の顕在化や遮断された大濠公園側から計画地への視認性の確保。 - 歴史的景観とサクラなどの現代的景観との調整。

(4) 鴻臚館跡

鴻臚館跡は、国内で唯一確認された古代の迎賓館であり、この地が古来の外交の場として重要な役割を果たしていたことを示す貴重な史跡である。

また、この鴻臚館の史跡指定範囲は、福岡城跡の三ノ丸に位置しており、二重の国史跡指定を受けた特徴的なエリアである。このことは、古代から外交や国政、藩政の重要な場所とされ、今日に至る「都市」福岡形成に至る歴史を物語る貴重なエリアでもあることから、「**鴻臚館との歴史的な重層性を理解できる貴重なエリア**」であると考えられる。

一方、本エリアの活用を図る上での整備上の課題には、以下の事項があげられる。

【課題】

分類	課題及び整備上の留意点
歴史的環境	・ 確認された福岡城時代の遺構（大身屋敷や屋敷区画溝、井戸など）と鴻臚館跡の遺構表現の調整。
景観	・ 鴻臚館跡と福岡城跡、各々の歴史的景観復元に向けた調整。

(5) 福岡城跡エリア全体

上記の他、①～④エリアに共通した福岡城跡全体にわたる課題として、以下の事項があげられる。

【課題】

分類	課題及び整備上の留意点
歴史的環境	・ 福岡城跡の全容解明を目的とする調査の実施。
社会的環境	・ 現況の利用動線は、福岡城本来の入口や動線と異なっており、城郭構成の理解に向けた動線や見学ルートの設定。 ・ 福岡城跡、鴻臚館跡のそれぞれの概要や歴史の重層性を紹介するガイダンスの充足。 ・ 標識や説明版などの機能体系やデザイン性の整理。

第3 整備の理念と基本方針

1 整備の理念

史跡等の文化財は、我が国の歴史や文化の成り立ちを理解する上で欠くことのできない国民共有の財産であり、将来の日本文化の向上、発展の基礎を成すものである。文化財を次世代に継承していくため確実に保存し、広く市民が親しむことができるように整備・活用していく必要がある。

福岡城は、慶長 12(1607)年に黒田長政によって築城され、江戸期をとおして福岡藩藩政の中心として機能し、近世城郭としての機能を失った明治時代以降も、その役割を変えながら今日まで受け継がれてきた。現代においては福岡市の貴重な歴史的遺産として、また都心における市民の憩いの場として親しまれている。

こうした中、近年、歴史的遺産を活かした観光、まちづくり、地域振興への期待が高まっている。観光立国推進基本法(平成 18(2006)年)の制定後、平成 24(2012)年に策定された観光立国推進基本計画では文化財や歴史的風土などに関する観光資源の保護、育成及び開発が掲げられ、観光資源としての側面が求められている。

全国各地で歴史的建造物が急速に失われる現状を踏まえ、「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」(通称：歴史まちづくり法)(平成 20(2008)年)が制定された。これにより各地域で歴史を活かしたまちづくりが推進され、近世城郭を中心とした「歴史まちづくり」を行う事例も多く見られる。

平成 19(2007)年の文化審議会文化財分科会企画調査会報告書では、地方公共団体が文化財保護行政を進めるための「歴史文化基本構想」の策定が提言され、その効果の一つとして、文化財を核とした地域の魅力の増進や活性化、地域のアイデンティティの確保などが期待されている。

本市においても、平成 25(2013)年に「福岡 観光集客戦略 2013」を策定し、市内の歴史的遺産を観光の視点から最大限活用し、新たな魅力を創出するために国史跡福岡城跡の整備を推進することとした。

整備基本計画策定にあたり、こうした文化財を取り巻く社会状況を踏まえ、福岡城を後世に伝え、市民をはじめとする多様な来訪者に対してより広い活用を図るため、基本構想の理念を尊重し、以下の理念を掲げる。

整備基本計画の理念

近世福岡の中心であり、現代に至る「都市」福岡の基礎を形成した福岡城を本市の歴史的および文化財保護の象徴として位置付け、確実に後世まで保存を図るとともに、適正な管理の下で、観光やまちづくり、文化財活用ネットワークの拠点として整備し、魅力ある多面的な活用を市民一体となって推進する。

2 基本方針

こうした文化財に対する社会的動向を踏まえ、また「基本構想」、「管理計画」で示した方針、方向性を継承しながら、「基本計画」では今後の福岡城跡整備活用に係る基本方針を以下のとおり設定する。

基本方針

【対象・範囲】

- ・ 整備の直接的な対象範囲は、原則として国史跡としての福岡城跡の範囲とその隣接地とする。城下町を含む惣構えについては、長期的視点で追加指定や文化財活用ネットワークの整備を検討するものとする。また、福岡城の西側城堀跡である大濠公園は、登録記念物（名勝地）（平成 19 年 2 月 6 日登録）であり、同公園と連携した活用のあり方について検討する。
- ・ 復元対象時期は史跡鴻臚館跡を除き、原則として学術的基準を満たし得る近世城郭としての最終形であった幕末期とする。

【整備・活用】

- ・ 福岡城跡の価値※¹の保存と顕在化、調和を推進する。
- ・ 適切なゾーニングと各ゾーンの特性を十分に活かした整備活用を行う。
- ・ 史跡鴻臚館跡と連携し、歴史の重層性の表現に向けた整備の整合を図る。
- ・ 史跡指定地内に所在する諸施設について廃止若しくは移転を推進し、継続的に歴史的景観を修景・復元する。そのための計画的な調査を実施する。
- ・ 史跡と都市公園が調和した良好な景観を形成する。
- ・ 市民、観光客、次世代を担う子供たち、高齢者等の多様な来訪者が歴史的・文化的価値を学び、楽しめる空間形成や機能を整備する。なお、整備にあたっては、史跡の適切な保存や本質的価値の保持を前提としつつ、「ユニバーサル都市 福岡」※²の理念に配慮した整備を行う。

【管理・運営】

- ・ 福岡城跡の価値※¹を持続するための管理運営の方策を立てる。
- ・ 土地所有や管理者が多岐に渡るため、関係部局との連携や調整が行える恒常的な連絡体制づくりを行う。将来的には一元管理体制の整備を目指す。
- ・ 福岡城の価値や魅力を伝える活用事業においては、行政と地域・市民団体等が連携できる環境づくりに努める。

※1 … P55 に記載

※2 …ユニバーサルデザインの理念に基づいた「誰もが思いやりを持ち、すべての人にやさしいまち」で、福岡市のまちづくりの目標像として掲げているもの。

第4 基本計画

本整備は、史跡指定地内の施設移転の予定や文化財の調査研究の進捗を踏まえ、長期的な視点を持ちながら、短期・中期・長期と戦略的に進めていく必要がある。

短期的に積極的に取り組むべき事項は、多くの市民等に城跡の存在を周知し、また城への理解を深めてもらうことであり、そのためには城郭の輪郭を構成する外周部の整備と、城郭の枢要部である本丸・二の丸の整備を重点的に推進する。

また、城郭の価値を確実に伝えるためには来訪者の動線が極めて重要な要素となることから、短期・中期・長期に合わせた動線計画の立案とともに、それらの動線によって史跡の各ゾーンが有機的に関連付けられ、全容が理解できるようにする。

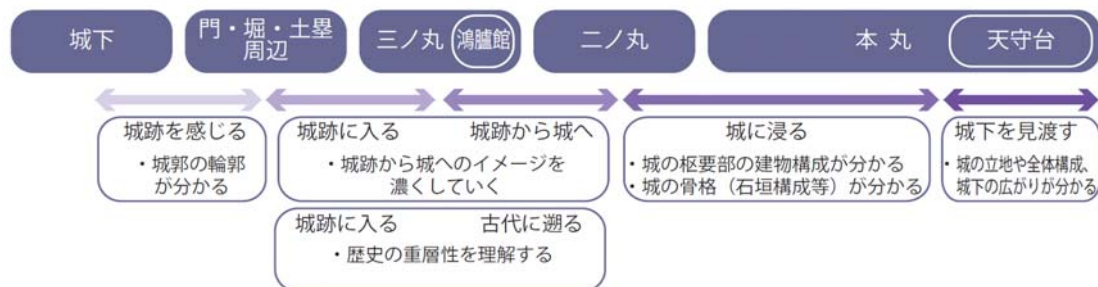


図4-1: 史跡のゾーンと来園者の城への理解を促す考え方

上記の考え方を踏まえ、以下に整備計画について整理する。

1 地区区分計画（ゾーニング）

整備の対象範囲である国史跡指定地は、城郭の構造や現況の特質から、以下のとおり4つのゾーンに分けることができ、各ゾーンの特徴を踏まえた整備を行っていく。

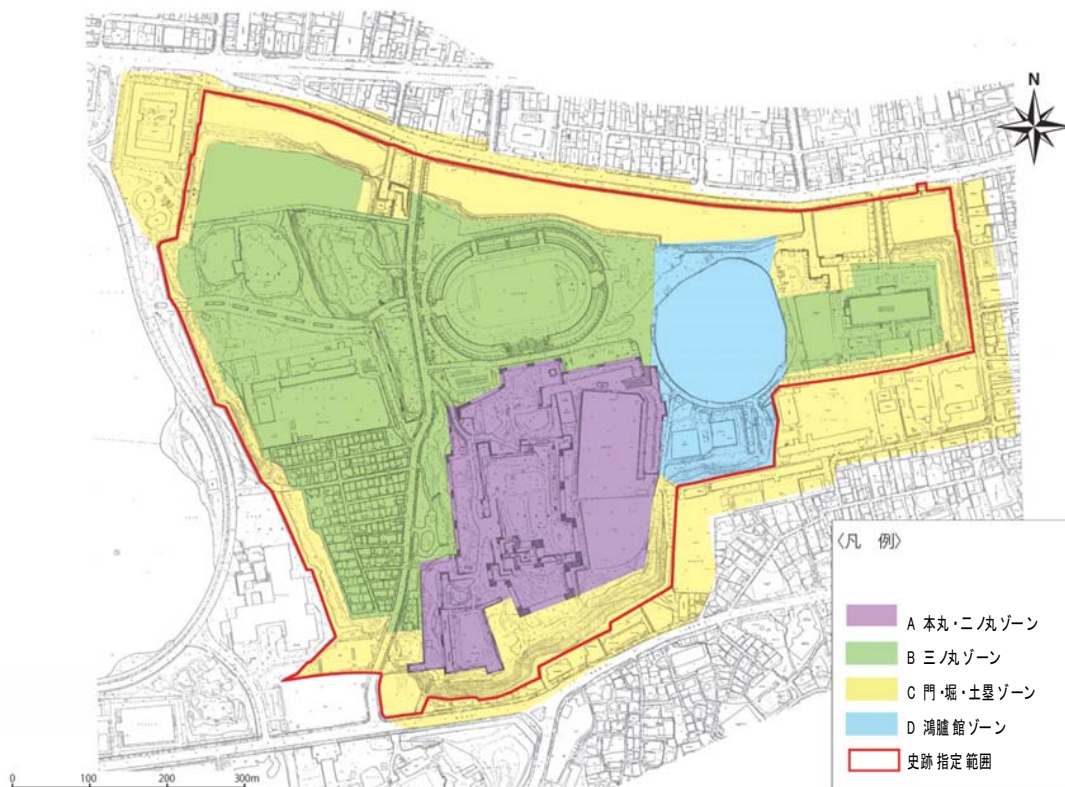


図4-2: 地区区分図

表 4-1: 地区区分毎の整備の考え方

ゾーン名	整備の方向性	整備の考え方
本丸・二ノ丸ゾーン	城郭景観の保全	○本丸、二ノ丸の二つの郭を取り込んだ範囲を設定する。 ○城郭としての景観が最も遺存しており、景観保全の面や現在の利用形態からも一体的な保存整備が可能なゾーンとなることが期待される。 ⇒<u>歴史的建造物や庭園等の復元整備、石垣の保存・修景に努め、城郭としての景観保全を重視した整備を行う。</u>
三ノ丸ゾーン	市民活用を考慮した施設等の設置	○郭としての三ノ丸のうち、「(C) 門・堀・土塁ゾーン」と「(D) 鴻臚館ゾーン」の範囲を除いた範囲を設定する。 ○現在の利用形態や便益施設設置状況により、公園として、市民をはじめとする多様な来訪者の利用が最も活発であることから、計画範囲内の文化財の活用において大きな役割を果たすゾーンとなることが期待される。 ⇒<u>史跡地内の地下遺構や景観の保全に留意しながら、市民等が憩うための空間整備を行うとともに、利用者の便益施設等の充実を図り、市民活用を考慮した施設等の設置を行う。また、史跡の調査研究を進め、条件が整えば、復元整備を進める。</u>
門・堀・土塁ゾーン	外部からの視点を意識した景観形成	○三ノ丸外周の土塁や主要園路ともなっている上之橋・下之橋両御門周辺、内郭南北の堀を含む範囲を設定する。 ○国指定範囲の外周部分及びその隣接地であり、外部から見て一体化した城郭景観が形成されている ⇒<u>国史跡指定地の外部から見える歴史的及び自然的景観を重視するゾーンとし、歴史的建造物が配される門、隅櫓、橋等の復元整備や、土塁の保全に努めるとともに、これらの景観を妨げたり、遺構の保全に支障をきたしたりする植栽については、公園部局との連携により早急な対応を図る。また南側の埋め立てられた城堀については、顕在化に努める整備を行う。</u>
鴻臚館ゾーン	双方の景観配慮と歴史の重層性の表現	○三ノ丸のうち、「国史跡 鴻臚館跡」の史跡指定範囲を設定する。 ○鴻臚館跡は、福岡城の近世城郭とは時期や性格が異なることから、整備に際しては、修景計画に十分配慮するとともにその特性を活かすゾーンとなることが期待される。 ⇒<u>福岡城と鴻臚館跡の、両者の景観を損なわないことに十分留意した整備を行い、且つ歴史の重層性の表現を目指す。</u>

2 保存修復計画

現在の福岡城跡には、城郭としての本質的価値とともに、江戸時代を中心として、長期にわたる歴史的な重層性が確認されている。これらの遺構・遺物は福岡城が占地する旧福岡丘陵の土地利用の歴史をたどるうえで貴重な資料であり、適切に保存する必要がある。

（1）基本的な考え方

保存修復計画についての基本的な考え方を以下のとおりに設定する。

基本的な考え方

- 福岡城跡保存管理計画で定められた「3 保存管理の方法」、「5 現状変更の手続き」に則り保存に努める。
- 将来の整備活用につなげる。

（2）歴史的建造物

城内に残る建造物（南丸多聞櫓、（伝）潮見櫓、祈念櫓、下之橋御門）の修復については、保存状態の現状把握に努め、構造上の課題、部材の劣化状況、害虫の発生等の建造物の保存に影響を与える要因について必要に応じて調査を行い、学術的な検討を踏まえながら適切な方法による保存修復を行う。

なお、多聞櫓については消失部分の復元を、祈念櫓については本来の姿への復元を修復整備と併せて検討する。

（3）石垣

現存の石垣については P27（図 2-14 参照）に示すとおり、目視による調査で 20 箇所の異変箇所を確認しているが、今後、詳細な石垣総合調査を進めるとともに、安全及び保存上の観点から順次、保存修復を行っていく。また、間詰石等の落下や石垣の強度の低下が重大な事故に繋がることから、定期的な点検を行い、破損、抜けが確認された場合は取り替え・補充を行い経年劣化が進まないよう保全に努める。

（4）その他の遺構

歴史的な重層性を確認できる鴻臚館跡や三ノ丸（現高等裁判所）の陸軍施設遺構について、また、その他貴重な遺構について、保存状態の現状把握に努め、必要に応じて調査を行い、学術的な検討を踏まえながら適切な方法による保存修復を行う。

3 復元整備計画

(1) 基本的な考え方

復元整備についての基本的な考え方を以下のとおりに設定する。

基本的な考え方

- 幕末期に存在した建造物、石垣等のうち、意匠・形態、素材・材料等において、真正性を確保できる建造物・石垣等を復元する。
- 復元する建造物、石垣等に併せ、その周辺の整備も行う。
- 復元困難な建造物の内、平面形状や当時の構造物の位置・範囲等が明らかにされた建造物を対象として、平面表示等による遺構整備を行う。
- 福岡城の城郭の輪郭を構成する土塁は原則として顕在化を図る。
- 鴻臚館跡については、歴史の重層性が保たれるよう別途計画を進める鴻臚館跡整備基本構想と調整を図る。

(2) 地割の表現

福岡城の地割を平面的に表現した整備を行う。
古絵図によると、三ノ丸は、主として「重臣屋敷」と「道」として利用されていたことから、舗装等により、それらの別を表現するなど土地利用のあり方について検討していく。また、発掘調査等の結果から、より精密な境界が把握できる場合には、それらの状況についても適切な表現を行う。



写真 4-1：平成 24 年度に実施した発掘調査で確認された、三ノ丸の重臣屋敷の境界を示す遺構

(3) 歴史的建造物の復元

現在は消失してしまっている建造物のうち、調査研究等により意匠・形態、素材・材料、伝統・技能等の面において、真正性（Authenticity）を確保できるものを復元する。

表 4-1・2 に示した建造物の内、「A」「B+」「B」評価建造物については、更なる調査検討を行った上で、復元整備対象とする。

「C」「D」評価の建造物については、短期・中期では、資料収集等の調査に努め、将来の復元に備える。

表 4-2: 福岡城跡歴史的建造物の復元条件について

※各資料は復元に有効なものとする

郭	番号	建造物名（指定）	現存状況	現存箇所	指図	絵図	発掘調査	文献史料	古写真	備 考
三ノ丸		上之橋御門	×	—	×	○	○	○	○	
	1	潮見櫓(県指定)	△	部材保存	×	○	○	○	×	崇福寺旧仏殿※古写真は×であるが改変していないことから移築時の写真が相当するといえる
	2	花見櫓(県指定)	△	部材保存	×	○	△	○	△	崇福寺旧仏殿、現存する古写真は遠景発掘調査はトレンチのみ
		北東隅櫓	×	—	×	×	×	×	×	正保絵図の段階で櫓跡になっている
		南東隅櫓	×	—	×	×	×	×	×	正保絵図の段階で櫓跡になっている
	3	御下屋敷	×	—	×	○	×	○	○	
二ノ丸		多聞櫓(国指定)	○	原位置	×	○	×	○	○	S47～49年度解体修理工事
	4	東御門	×	—	×	○	×	×	△	門正面の古写真は無い。
	5	炭櫓	×	—	×	○	×	○	△	写真は1方向のみ
	6	革櫓	×	—	×	○	×	○	△	写真は1方向のみ
	7	松木坂御門	×	—	×	○	×	○	○	
	8	大組櫓	×	—	×	○	×	○	○	
	9	向櫓	×	—	×	○	×	×	○	
	10	鉄物櫓	×	—	×	○	×	○	○	
	11	本丸表御門(県指定)	○	崇福寺山門	×	○	×	×	○	
	12	本丸裏御門	×	—	×	○	×	○	○	黒田家浜の町別邸に移設後不明(S20の空襲により焼失か)
本丸	12	太鼓櫓(伝)潮見櫓か?	○?	(伝)潮見櫓か?	×	○	×	○	○	
	13	祈念櫓	○	原位置	×	○	△	○	○	福岡城→大正寺(八幡東区)→現位置 発掘調査は1/4の面積(現櫓部分のみ)
	14	武具櫓	×	—	×	○	×	○	○	黒田家浜の町別邸に移設後、S20の空襲により焼失
		時櫓	×	—	×	○	○	○	×	
		月見櫓	×	—	×	○	○	○	×	
	15	本丸御殿	×	—	△	○	×	○	○	指図は平面図のみ。礎石がほとんど残っていないと難しい。
		天守	×	—	×	×	×	△	×	天守台および礎石のみ遺存 幕末時に存在しない

<現存状況>
○:原位置や移築場所に現存
△:解体後、部材保存
×:現存しない

<指図・絵図・文献史料・古写真>
○:確認
△:確認されているが、復元資料としては不十分
×:未確認

<発掘調査>
○:調査済
△:一部調査
×:未調査

表 4-3: 復元可能性の分類(※Bのうち、より復元可能性が高いと判断された建造物を+とした。)

※復元時期は幕末期

	A 復元の可能性が高い	B 復元の可能性がある	C 復元が困難	D 復元が極めて困難
本丸	本丸表御門 太鼓櫓	+ 武具櫓 + 本丸裏御門 本丸御殿	時櫓 月見櫓	天守
二ノ丸		東御門 炭櫓 革櫓 松木坂御門 大組櫓 向櫓 鉄物櫓		
三ノ丸	上之橋御門 潮見櫓 花見櫓	御下屋敷		北東隅櫓 南東隅櫓

<復元原可能性>

A : 建造物復元条件をほぼ満たしており、復元の可能性が高い建造物
B+ : 建造物復元条件にやや不備があるが、復元の可能性が高い建造物
B : 建造物復元条件にやや不備があるが、復元の可能性がある建造物
C : 建造物復元条件がほとんど満たされておらず、復元が困難な建造物
D : 建造物復元条件が満たされておらず、復元が極めて困難な建造物

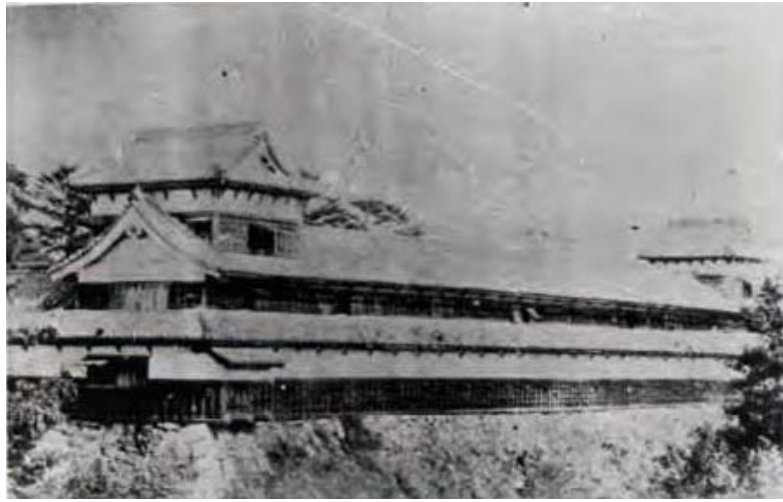


写真 4-2: 武具櫓



写真 4-3: 本丸表御門



写真 4-4: 上之橋御門



写真 4-5: 潮見櫓と花見櫓



写真 4-6: 本丸裏御門・太鼓櫓

復元対象建造物の整備優先度は、城の本質的価値の理解を促し、城の歴史的景観の復元に効果が高いと判断される建造物を優先するものとし、実現までの諸条件を加味した上で、総合的に検討する。

なお、今後、鴻臚館跡の全容の解明のためにも、本丸、二ノ丸の調査が必要と考えられることから、整備優先度の判断にあたっては、鴻臚館跡の調査計画も十分踏まえることとする。

また、現在は消失してしまった櫓や門等の内、平面形状や当時の構造物の位置・範囲等が明らかにされた建造物（復元する歴史的建造物は除く）を対象として、その位置・範囲等を平面表示する。平面表示に際しては、発掘調査等により確認された櫓跡・屋敷地割や礎石等の遺構を活かした整備を図る。

また、復元建造物の整備に併せ、その周辺の整備も行う。

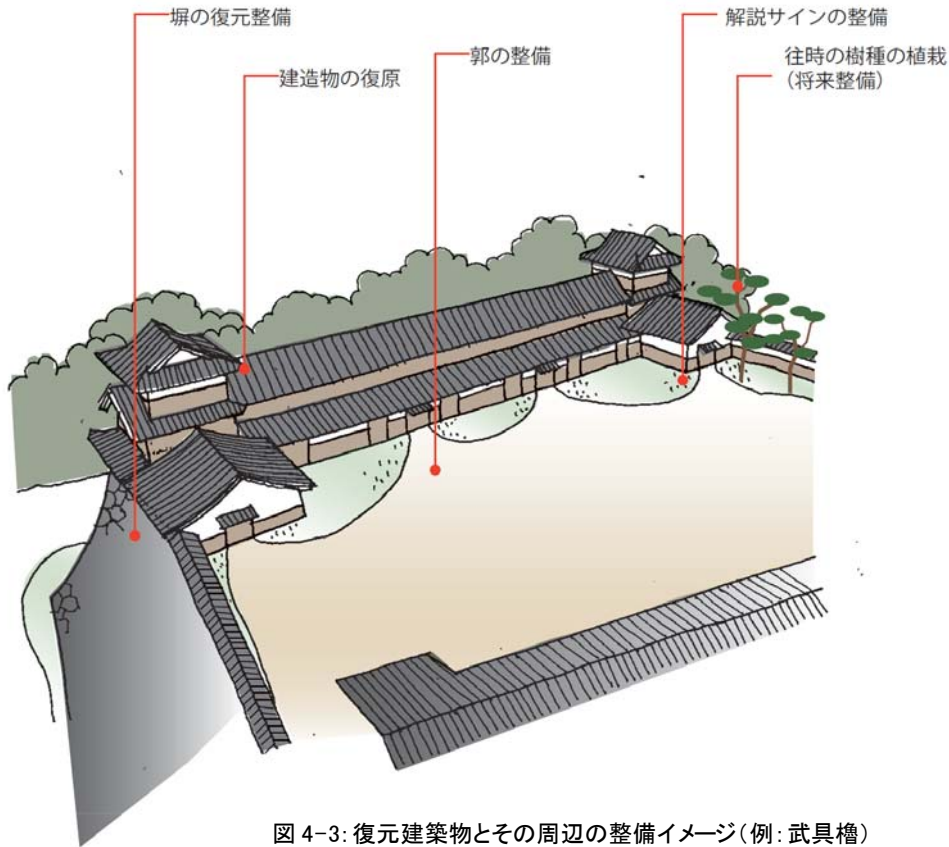


図 4-3: 復元建築物とその周辺の整備イメージ(例: 武具櫓)

(4) 石垣の復元

現状で消失または大きな改変がなされている石垣の復元を行う。復元にあたっては、現状の遺存状況把握に努め、測量調査や発掘調査による遺構の残存状況等の確認、構造上の分析・検証等を十分に行う。

①二ノ丸御殿跡南側の石垣

戦後の造成により、そのほとんどが消失した二ノ丸御殿南側の石垣の復元を検討する。



図 4-4: 古絵図にみる二ノ丸御殿南側の石垣

②松ノ木坂御門周辺の石垣

古写真に見られるように、枡形の平面形状であった松ノ木坂御門周辺の石垣の復元を検討する。



写真 4-7: 松木坂御門周辺

（5）その他の遺構の復元

①土塁・堀、塀の整備

三ノ丸外縁部を巡り、福岡城跡の輪郭を形成する土塁や堀、本丸・二の丸の輪郭を形成する塀の整備を行う。

絵図や発掘調査に基づき、土塁や堀が消失、改変している場所を復元対象とする。

なお、園路として利用され、本来の形状に整備できない箇所については、その切通し断面を利用して土塁の解説を行うなど、積極的な活用を図る。

②通路の復元

往時の形態が消失または改変されている特徴的な階段・坂道等を絵図や発掘調査に基づき復元する。

（6）庭園の復元

現在は失われてしまった庭園の復元を行う。復元にあたっては、現状では、資料が限られていることから、発掘調査による遺構の残存状況等の確認や、復元に向けた分析・検証等を行いつつ、長期の整備段階での実施を図る。

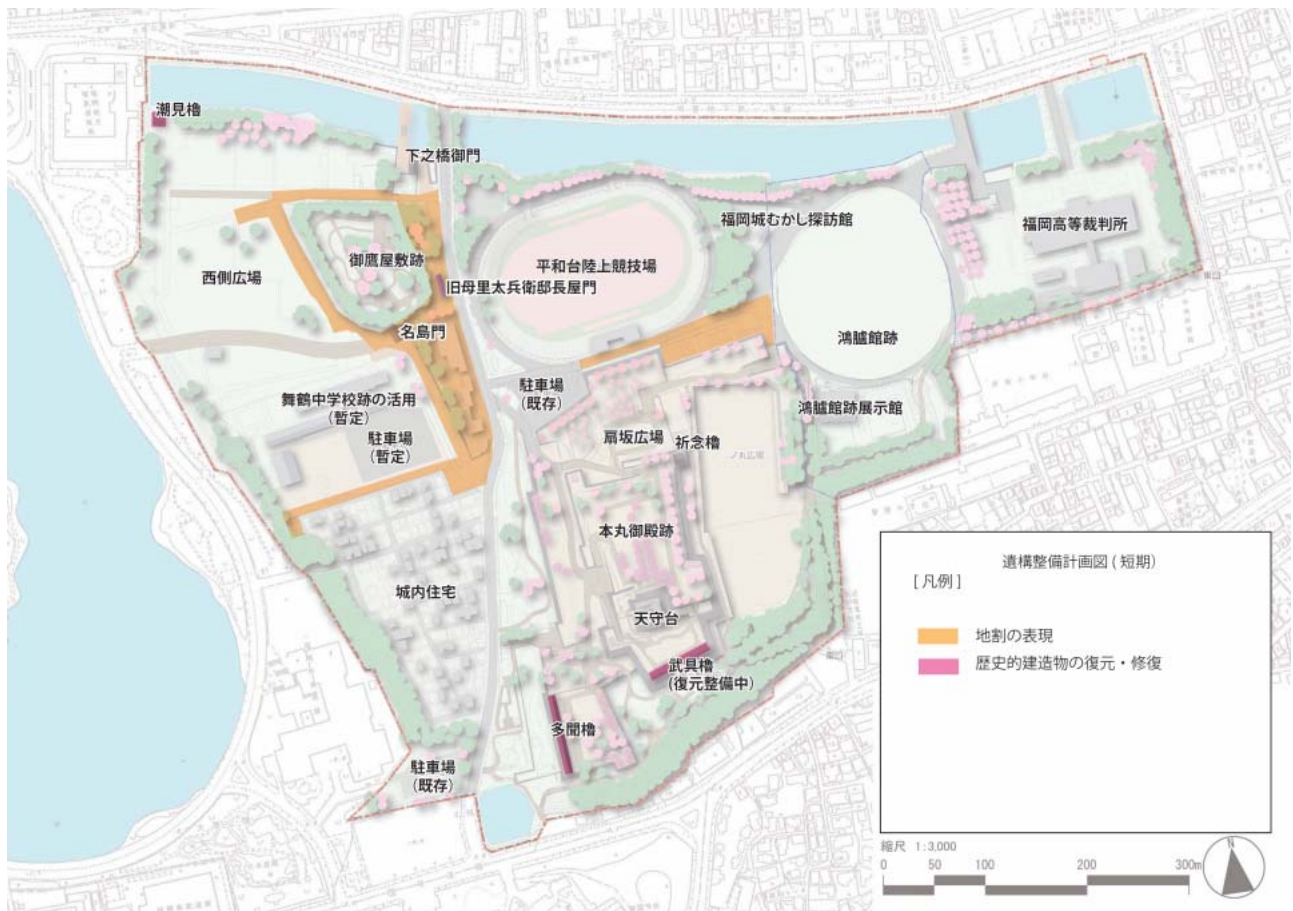


図 4-5: 遺構整備計画図(短期)

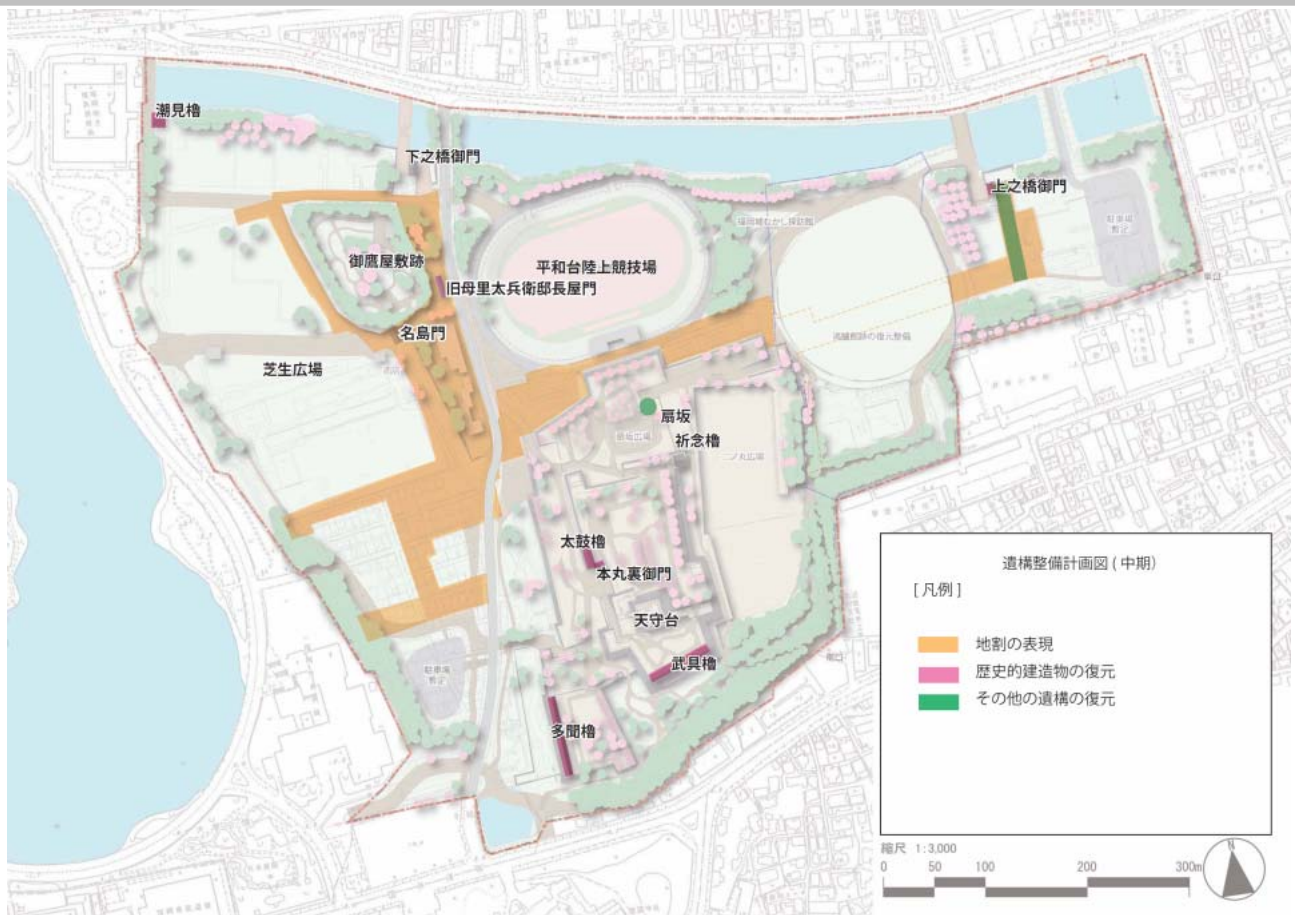


図 4-6: 遺構整備計画図(中期)

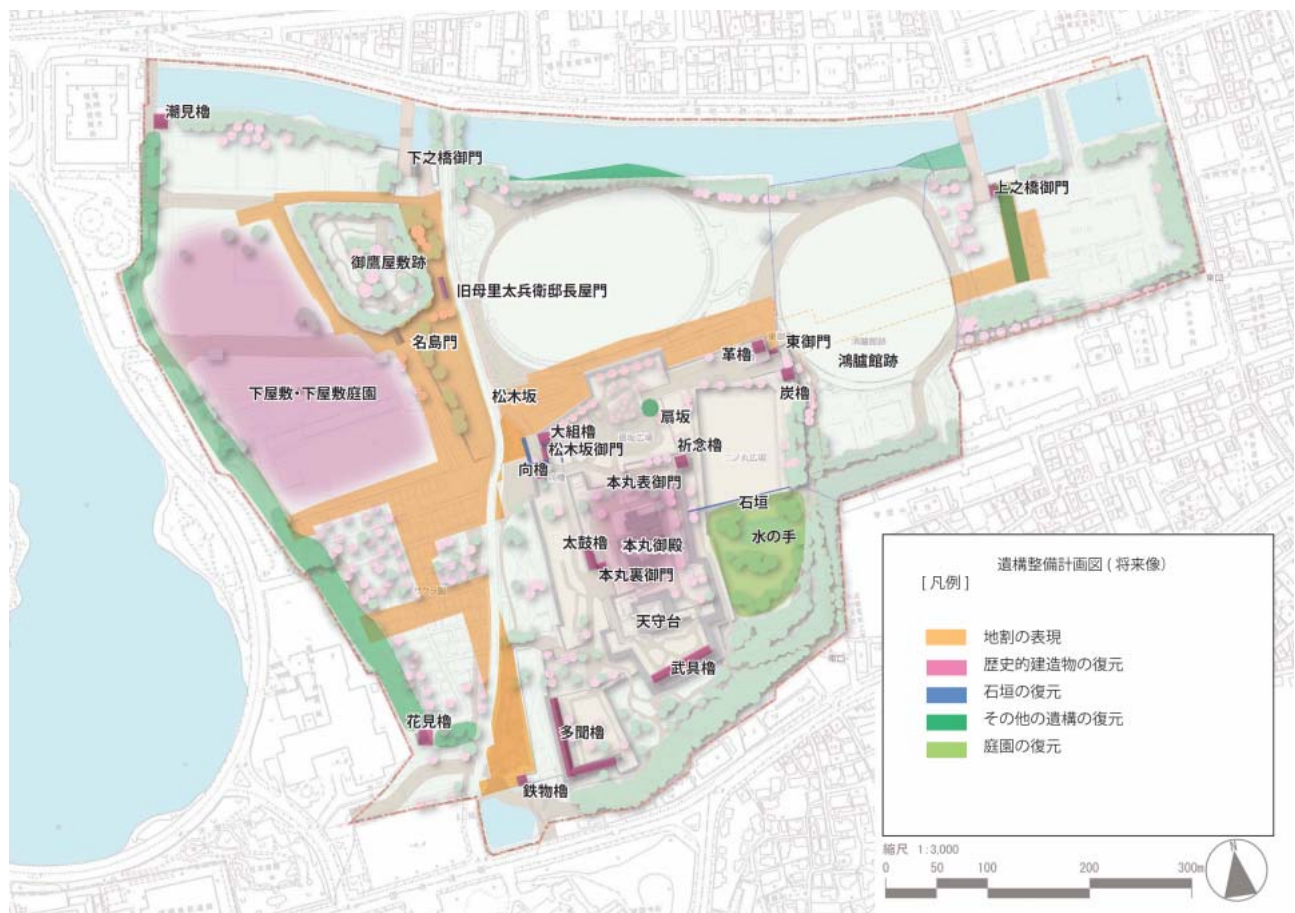


図 4-7: 遺構整備計画図(将来像)